石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務仕様書

1. 業務委託期間は、令和８年 11 月１日から令和９年３月 31 日までとする。

2. 除排雪路線は、別紙路線図及び路線延長一覧表の区域及び路線とするが、業務担当員の指示する箇所とする。

3. 早朝除雪完了時間は通常７時 30 分までとすること。

4. 受託者は、委託契約締結後７日以内に業務処理計画書を提出すること。
なお、当該計画書の記載事項については、石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務処理要領によるものとする。

5. 受託者は、業務処理責任者を決定し業務担当員に報告するとともに、現場における指揮、監督、路線のパトロールを十分に行うこと。また、業務処理責任者が不在の時は代理人をおき常に対応できる状態をとること。

6. 除排雪作業を実施するにあたり、運転者の適正な配置と除雪機械ごとに運転者の責任体制を明確にし、除排雪作業体制の確立をはかるものとする。

7. 新雪除雪の出動基準については業務担当員の指示に従うこと。
また、吹き溜まり箇所の早期発見に努め、迅速に処理を行うこと。

8. 路面整正については、路面状況が交通の支障となるおそれがある場合に実施すること。
また、管理組合の指示した箇所において路面整正後の路面状況がスリップ事故等の原因にならない様に処置すること。

9. 拡幅除雪・段切除雪については、業務担当員と協議の上、出動すること。
ただし、断続的な降雪等により必要幅員の確保が困難なった場合は、業務担当員に連絡の上、出動すること。

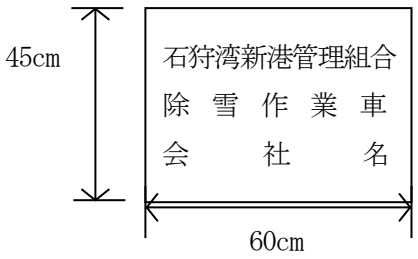
10. 歩道除雪については、業務担当員の指示により行うこと。

11. 排雪作業については、業務担当員の指示により行うこと。

12. 除排雪作業中に道路構造物等を破損した場合は、速やかに業務担当員に報告し、指示を受けること。また、これらの補修に要する経費は受託者が負担すること。

13. 除排雪作業車には、走行距離とスピード、又はエンジン回転数の記録されるタコメーターを装着し、そのチャート紙を業務担当員に提出する除雪業務日誌に添付するものとする。

14. 除排雪作業車には次に示す看板を作業車の後方に装着するものとする。



・ 板 の 色 ： 黄 色
・ 文字の色 ： 黒 色

15. 除排雪作業車には必ず助手を同乗させ、運転手とともに除排雪作業中の安全管理に努めるものとする。助手を同乗させる車両は以下のとおりとする。
 - 除雪トラック（専用車） １０ｔ専用車
 - 除雪トラック（専用車） ７～１０ｔ専用車
 - ロータリー除雪車 １３０＜Ｘ≦３００ＰＳ

16. 除排雪作業車には回転灯(黄色)を装着し、作業中に点灯して通行人及び通行車両等に作業中であることを明示するとともに十分な安全の確保を図ること。ただし、作業以外のときには、回転灯を点灯してはならない。

17. 業務担当員の指示に従い、埠頭内に設置された埠頭保安施設の機能を損なわない様に除排雪作業をすること。

特記仕様書

「法定外の労災保険」の付保
本委託業務の受託者は、下記に従い、「法定外の労災保険」に付さなければならない。

・この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

・受託者は、本委託業務の委託期間を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本委託業務に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、業務着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。

・受託者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、業務着手の前に、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・契約書２３条に基づき本委託業務の期間を変更したことにより、委託期間が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受託者は速やかに変更後の委託期間による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、業務担当員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。

・本委託業務で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。